

## 和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県（以下「県」という。）の魅力を発信することを目的に、各種イベント等において、和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」（以下「本楽曲」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 本楽曲をとおして、県内も含め国内外に広く、県の知名度およびブランドイメージの向上並びに、文化、観光、産業および教育等の振興、魅力発信を図るものであり、その目的に照らして適当であると認められる場合使用することができるものとする。

(使用承認の申請)

第3条 本楽曲を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するような、県が関与する事業、イベントおよび広報活動等において使用する場合は、あらかじめ、和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」使用承認申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 県が共催または後援するイベント等での使用
- (2) 県内市町村が主催、共催または後援するイベント等での使用
- (3) 県内公共施設、教育施設、福祉施設での使用
- (4) 県テーマソングの目的に則った使用

2 使用承認の申請のために知事へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の承認)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、必要な条件を付して、和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」使用（内容変更）承認書（別記第2号様式）を使用希望者へ交付し、使用の承認を行うものとする。

- (1) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しようとするとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
- (3) 県及び本楽曲の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (4) 県独自の事業又は県の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) その他知事が承認することが適当でないと認めたととき。

(使用料)

第5条 県により、本楽曲の使用承認を得た場合、楽曲使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 本楽曲を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、知事の付した条件に従うこと。
- (2) 楽曲の加工、譲渡・販売、転用、翻案を行わないこと。
- (3) 楽曲を営利または商業宣伝活動に用いないこと。

(承認内容の変更の申請)

第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」使用内容変更申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の使用承認については、第3条の規定を準用する。

(承認の取り消し)

第8条 知事は、本楽曲の使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該楽曲の使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。

3 第1項の規定による取消しは、和歌山県テーマソング「ぼくらのわかやま」使用承認取消書（別記第4号様式）をもって行うものとする。

4 第1項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

(個人情報保護)

第9条 県は、申請に際し収集した個人情報は、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、当申請、承認に関する業務の目的以外には使用しないこと。

(損害賠償)

第 10 条 本楽曲の使用により、使用者が県に損害を与えたときは、知事は、使用者に対し損害の賠償を請求することができる。

2 本楽曲の使用承認を受けた者が本楽曲の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(著作権)

第 11 条 本楽曲の著作権法上の一切の権限は、広瀬香美氏に帰属する。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、本楽曲の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。